

新潟市告示第381号

掲示期間4月4日～4月13日

新潟市横越地区勤労者総合福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定に基づき、新潟市横越地区勤労者総合福祉センターの使用料徴収事務を2019年4月1日から2020年3月31日までの期間、下記のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月4日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う施設	徴収事務受託者
新潟市横越地区勤労者総合福祉センター	新潟市中央区上所1丁目11番4号 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター 理事長 若林 孝